

傍聴人用



令和6年10月11日

令和6年第10回
稲沢市教育委員会定例会提出議案

稲沢市教育委員会事務局

第 1 0 回教育委員会定例会付議事項

番 号	案 件	担当課	頁
議案第 1 9 号	令和 7 年度人事異動方針（案）について	学校教育課	2

議案第19号

令和7年度人事異動方針（案）について

別紙のとおり令和7年度人事異動方針（案）を定めるものとする。

令和6年10月11日提出

稲沢市教育委員会

教育長 広沢 憲治

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第6号の規定に基づき、人事の基本方針を定める必要があるからである。

令和7年度 人事異動方針（案）

稲沢市教育委員会

1 方針

令和7年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針に基づいて実施する。

- (1) 広く人材を登用し、適材を適所に配置し、教育効果の向上を図る。
- (2) 教職員構成については、地域及び学校間の格差を少なくし、その均衡を図る。
- (3) 教員の需要と供給のバランスから、遠隔地への勤務を余儀なくされている者については、計画的な調整に努める。
- (4) 管理職には、厳正かつ公平な審査に基づき、学校運営への意欲・行動力と高い識見、豊かな人間性を有する人材を、男女を問わず登用する。

2 実施要領

(1) 管理職人事

① 転任

学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

② 昇任

校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。

ただし、校長・教頭とも、特別の事情がある場合のほか、令和7年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

(2) 教員人事

- ① 教員に、多様かつ豊富な教育的経験を得させるために、学校種間の交流について配慮する。

② 同一校長期勤務者の異動について

ア 同一校6年以上の勤務者はその対象とする。

イ 新任校以来同一校5年以上の勤務者はその対象とする。

③ 同一校の短期勤務者の異動について

ア 同一校3年未満の勤務者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。

- ④ 異動後の通勤時間は、原則として片道おおむね1時間30分程度までとするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。

- ⑤ 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に考慮する。

※ なお、令和7年度の県費負担市町村立学校事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員の人事異動については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

令和 7 年度教職員定期人事異動方針

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、一層高度化・複雑化する課題に対して、スピード感を持ってこれに対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、組織力を向上させるため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本県公立学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進し、教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。

